

伊達市地域包括支援センター指定介護予防支援事業所・指定第1号
介護予防支援事業所運営規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、伊達市社会福祉協議会が開設する伊達市地域包括支援センター指定
介護予防支援事業所及び第1号介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）が行う
指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な
運営を確保するため、事業所の人員及び管理運営等に関し必要な事項を定めるものとす
る。

(事業の目的)

第2条 事業所の保健師等指定介護予防支援に関する知識を有する職員が、要支援状態等
にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的
とする。

(運営の方針)

第3条 事業所は、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことがで
きるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基
づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的
に提供されるよう配慮して事業を行うものとする。

2 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立
って、提供される指定介護予防サービス等が特定の介護予防サービス事業者に不当に偏
ることのないよう、公正中立に行うものとする。

3 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関、住民による自
発的な活動によるサービスや地域における様々な取組を行う者等との連携を図り、総合
的なサービスに努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 伊達市地域包括支援センター
- (2) 所在地 伊達市鹿島町20番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所の職員の職又は職種及び員数並びに職務の内容は、次のとおりとする。

職又は職種	員 数	職 務 の 内 容
管理者	1 人	事業所の職員及び運営状況の管理監督
保健師	1 人以上	指定介護予防支援及び第1号介護予防支援の提供
社会福祉士	1 人以上	
主任介護支援専門員 ・ 介護支援専門員	2 人以上	

(業務日及び業務時間)

第6条 事業所の業務日及び業務時間は、次のとおりとする。

(1) 業務日 月曜日から金曜日までとする。ただし、伊達市社会福祉協議会就業規程に定める休日を除く

(2) 業務時間 午前8時45分から午後5時30分まで

(事業の提供方法及び内容)

第7条 事業は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第29条から第31条までの規定及び伊達市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス及び介護予防ケアマネジメントAの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱第2条の規定に従って実施するものとする。

2 利用者の相談を受ける場所は、第4条に規定する事業所又は利用者宅とする。

3 サービス担当者会議の開催場所は、第4条に規定する事業所、利用者宅又は介護予防サービス事業所とする。

4 事業所は、指定介護予防サービス事業者等に対して、サービスの実施状況、利用者の状態に関する報告を月1回以上、電話又は訪問により聴取する。

5 利用者への居宅訪問による面接は、サービス提供の開始月及び終了月並びにサービス提供の開始から3月毎並びに利用者の状態に著しい変化があったときとする。

6 利用者への居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防サービス事業所等への訪問等の方法により、利用者と面談するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者と連絡を行うものとする。

7 事業所は、少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録するものとする。

(利用契約)

第7条 事業を行うにあたっては、利用者と利用契約書、重要事項説明書の署名、捺印をもって締結する。

(利用料等)

第8条 事業を提供した場合の利用料は、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示129号）によるものとする。ただし、当該サービスが法定代理受領サービスである場合は無料とする。

(通常の事業の実施区域)

第9条 通常の事業の実施区域は、伊達市全域とする。

(守秘義務)

第10条 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た秘密、情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事故発生時の対応)

第11条 職員は、事業の提供により事故が発生した場合には速やかに管理者に報告し、伊達市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(事業の委託)

第12条 事業所は、事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に実施できるよう業務の範囲及び業務量について配慮するものとする。

(虐待の防止に関する事項)

第13条 事業所は、職員による虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催し、その結果について従業者に十分周知する。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待防止のための職員研修を年1回以上定期的に実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置については、法人に置く虐待防止対応責任者により、別に定める虐待防止対応要綱に沿って適切に実施する。

(委 任)

第14条 この規程に定めるもののほか、運営に関する必要な事項は別に定める。

付 則

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

改定 平成29年4月1日から施行する。

改定 令和2年4月1日から施行する。

改定 令和6年4月1日から施行する。